

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十三号

埼玉県土地利用基本計画を令和三年十月二十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

鴻巣市の区域

別図のとおり、農業地域十七ヘクタールを縮小

